

性の多様性を理解し行動するための 職員ガイドブック



令和3年（2021年）3月

（令和6年9月一部改訂）



福岡県

はじめに

「性」には、しぐさや言葉づかい、好きになる性別など人の数だけバリエーションがあります。男性が男性を好きになることや、女性が女性を好きになることで嫌がらせやいじめを受けたり、生まれたときに割り当てられた性別と異なる性を生きる人が、周囲の心ない好奇の目にさらされるなど、社会生活の中で性的指向や性自認を理由とした偏見や差別があります。

国連は、2008年（平成20年）に性的指向と性自認に基づいた人権侵害の根絶を世界に呼びかける宣言^{資料1}を出しました。2001年（平成13年）に世界で初めて、オランダで同性婚が法的に認められた後、ヨーロッパ諸国、南米諸国、アメリカ、オーストラリア、台湾と、同性婚が合法化される国・地域は広がりをみせています。また、2019年（令和元年）には、世界保健機構（WHO）の「国際疾病分類」改定版（ICD-11）では、「性同一性障害」が精神障害から除外、名称も「性別不合」に変更され、「障害ではない」という認識が示されています。

我が国では、2004年（平成16年）に「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」^{資料2}が施行され、一定の要件を満たせば、家庭裁判所に対し、性別の取扱いの変更の審判を申し立てることができるようになりました。さらに、2023年（令和5年）最高裁判所は、生物学的な性別は男性で心理的な性別は女性である人が戸籍上の性別を変更する場合の生殖能力をなくす手術要件については、憲法違反であると判断しました。また、2020年（令和2年）「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（パワハラ防止法）が施行され、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」^{資料3}により、性的指向や性自認に関する侮辱的な言動や本人の意図しない性的指向・性自認の暴露はパワーハラスメントに当たることを明記しました。

本県では、人権教育・啓発の基本的方向を示す「福岡県人権教育・啓発基本指針」において、性的少数者の人権を、個別の人権分野として位置づけ、性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるための啓発に取り組んでいます。これまで、性の多様性をテーマとする特別展や県民講座の開催、人権啓発ラジオ番組の制作、研修講師の派遣や啓発冊子「レインボーガイドブック」を作成する等、県民への啓発に努めているところです。また、学校では、性的少数者とされる児童生徒に対する配慮事項に関する研修会を開催する等、教職員の理解を深める取組みを進めています。我々、県職員は、日ごろから県民や事業者の皆さんと接し業務を遂行しています。このため、職員が性の多様性について理解し、適切に行動することが求められています。

今回、職員が業務を行う上で、性的少数者の方々に対し、適切に行動できるよう、職場での心構えやどのように行動すべきかをこのガイドブックにまとめました。また、職員自身が性的少数者であることも想定されます。このため、そうした方々が安心して働ける職場づくりについて記載しています。

多様な性に関する正しい理解のもと、県民サービスの向上はもとより、全ての職員がいきいきと働ける職場づくりにガイドブックを活用してください。

目次

1 基礎知識

- (1) 性を構成する要素 1
- (2) LGBTQ、SOGI とは 2

2 性的少数者を取り巻く現状

- (1) 当事者の声や直面する困難 3
- (2) 国や自治体の動き 4
- (3) 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」 5

3 県民や事業者への対応

- (1) 窓口などでの対応 6
- (2) 性別記載欄の見直し 10
- (3) 施設利用への対応 11
- (4) 災害時における対応 12

4 職場における対応

- (1) 職場環境 15
- (2) 採用時の対応 17
- (3) ハラスメントに関する窓口 18
- (4) 職員の福利厚生等 19

5 相談窓口、啓発資料等

- (1) 相談窓口 20
- (2) 啓発資料 23
- (3) 用語集 26
- (4) 本文中で引用した「資料」 28

I 基礎知識

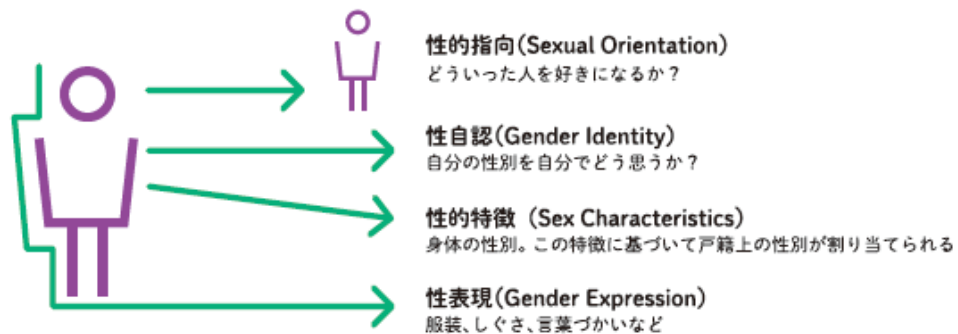
(1) 性を構成する要素

社会には男性と女性しかないのでは？ いいえ。「性にはさまざまな要素があります。」

世の中には男性と女性がいて、男性は男性らしく、女性は女性らしく振る舞い、思春期になったら異性を好きになり、結婚し家庭をつくるのが、「自然」「当たり前」と考えていませんか。実は、しぐさや言葉づかい、好きになる性別など、「性」には人の数だけバリエーションがあるのです。多くの人は、そのことをまだ知らないだけかもしれません。



まずは性を構成する要素から見てみましょう



◆ お互いの違いを受容し尊重し合うことから

一人ひとりの人間が持っている性には、上記の要素が組み合わさっています。異性あるいは同性を好きになる人、どちらの性も好きになる人、また特定の誰かを好きにならない人もいます。自分のことを男性だと思う人、女性だと思う人、中性だと思う人、性別を決められたくないという人もいます。それぞれの人にとっての「自然」「当たり前」を、お互いに受容し、尊重し合うことが大切です。



6色のレインボーカラーは性の多様性を表しており国際的にLGBTQのシンボルカラーとして、また、支援や連帯の気持ちを示すカラーとして広く認識されています。

(2) LGBTQ、SOGIとは



「^{ソジ}SOGI」とは、誰もが持つ性の要素です。

近年、性的指向と性自認を指す「SOGI」という言葉が少しずつ浸透してきています。

S O G I

Sexual Orientation
(性的指向)

Gender Identity
(性自認)



SOGIとは、Sexual Orientation(性的指向)と Gender Identity(性自認)を指す言葉です。性的指向と性自認は誰もがもっているもので、特定の集団を指していません。性的指向が異性に向き、性自認と身体・戸籍の性に違和感がない人もいれば、性的指向が同性に向く人、同性・異性いずれにも向く人、他者に恋愛感情を抱かない人、性自認と身体・戸籍の性に違和感を抱く人、自分を男性とも女性とも決めたくない人など、典型的なあり方ではない人たちもいます。性のあり方はグラデーションのように多様で、誰もが多様な性の中を生きる一人なのです。

※SOGIに「性表現(Gender Expression)」、「性的特徴(Sex Characteristics)」を加えたより広い概念として、SOGIESC(ソジエスク)という言葉も使われ始めています。4つの要素の組み合わせであるSOGIESCで性を考えると、性がいかに多様なものであるかが見えてきます。

性的指向
(好きになる相手の性別)

L G B

レズビアン
(Lesbian)

ゲイ
(Gay)

バイセクシュアル
(Bisexual)

同性を好きになる
女性

同性を好きになる
男性

異性を好きになる
こともあれば同性を
好きになることもある
人

性自認
(自分の性別の捉え方)

T Q

トランスジェンダー
(Transgender)

クエスチョニング
(Questioning)

出生時に割り当て
られた性別とは異なる
性別を生きている人

自分のSOGIにつ
いて、迷っている人、
決まっていない人、
あえて決めない人



LGBTQは上記それぞれの名前の頭文字をまとめたもので、性的マイノリティの総称の一つであり、異なるマイノリティ同士の連帯も示しています。LGBTQ以外にもアセクシュアル(他者に性愛感情を抱かない人)やパンセクシュアル(恋愛対象に性別を問わない)など、さまざまな人がいます。性的マイノリティの人たちは、各種調査を踏まえると人口の約3~10%(※)と考えられますが、無理解や偏見をおそれて伝えることができない当事者が多く、その存在に気づいていない人が少なくありません。

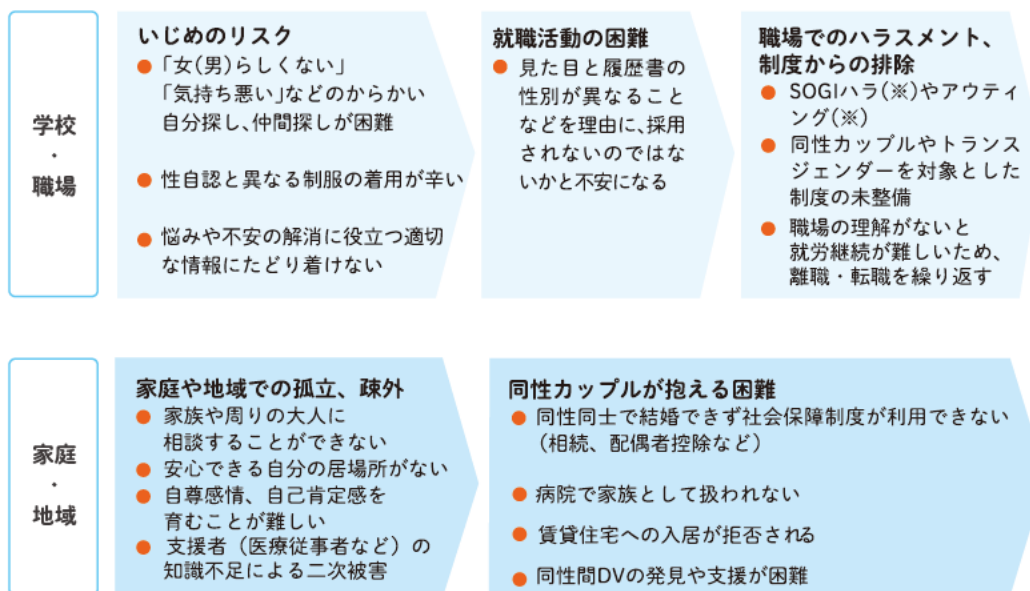
※三重県男女共同参画センター、日高康晴 宝塚大教授による共同研究 高校生一万人アンケート(2017)、電通ダイバーシティラボ(2018)、大阪市民の働き方と暮らしの多様性と共生にかんするアンケート(2019)

2 性的少数者を取り巻く現状

(1) 当事者の声や直面する困難

LGBTQの人たちはどんなことに悩んでいるの？ 世の中の「当たり前」に苦しむ当事者の姿

「本当のことを伝えたら、嫌われるのではないか」「ばれたら、いじめられるかもしれない」。
LGBTQの人たちの多くは、差別や偏見の目を恐れて、本当の自分のことを言えないままで過ごしています。具体的に、どのような悩みや困りごとがあるのでしょうか。



※SOGIハラ＝性的指向や性自認を理由とした、差別的な言動、いじめ、嫌がらせなどのハラスメント
※アウティング＝他者の性的指向や性自認を、本人の同意なしに第三者へ伝えてしまうこと

- LGBTQ当事者は、さまざまなリスク（メンタルヘルス、HIV・エイズ、自死など）を抱えています。自分の性的指向や性自認を医療・福祉関係者に話せない人が多く、怪訝な顔をされたり、質問されることを恐れて病院に行くのを避けがちです。そのため、病気の発見や治療が遅れるおそれがあります。なお、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）は、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。
- また厚生労働省「自殺総合対策大綱」^{資料4}には、自殺念慮の割合が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその社会的要因の一つであるとして、理解促進の取組みを推進することが記載されています。

こんな言葉を使ったり 聞いたりしたことはありませんか？

当事者によって感じ方は異なりますが、このような言葉に傷つく人もいます。
侮辱的なニュアンスを含むと捉えられることもあるので、使わないようにしましょう。

ここには同性愛者とかいないよね。

あの人って男？女？

いつまでも結婚しないけど、そっち系なの？



(2) 国や自治体の動き

	国	自治体
2013年 (H25)		・大阪市淀川区が、地方自治体として初めて「LGBT支援宣言」 ・東京都文京区と多摩市の男女平等に関する条例に、性的指向・性自認による差別禁止規定が盛り込まれる
2014年 (H26)	・厚生労働省が「男女雇用機会均等法」の指針 ^{資料5} を改正し、同性間の言動もセクシュアルハラスメントにあたることを記載	
2015年 (H27)	・文部科学省「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」 ^{資料6} で、性的マイノリティについて記載	・全国で初めて、東京都渋谷区が「パートナーシップ宣誓制度」を導入
2016年 (H28)	・厚生労働省「公正な採用選考の基本」 ^{資料7} にLGBT等を「排除しないことが必要」と記載 ・内閣府「子供・若者育成支援推進大綱」 ^{資料8} に「性的指向・性同一性障害」を明記	・大阪市、同性カップルを養育里親として初めて認定
2017年 (H29)	・人事院規則のセクシュアルハラスメントの防止等に「性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動」 ^{資料9} を記載 ・文部科学省「いじめ基本方針」 ^{資料10} に性的マイノリティ生徒への配慮を記載	
2018年 (H30)	・厚生労働省「モデル就業規則」 ^{資料11} にハラスメント禁止事項として「性的指向・性自認に関する言動」を記載	・九州で初めて、福岡市が「パートナーシップ宣誓制度」を導入 ・東京都、LGBT等への差別を禁止する「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」が成立
2019年 (H31/ R1)		・北九州市が「パートナーシップ宣誓制度」を導入 ・都道府県として初めて、茨城県が「パートナーシップ宣誓制度」を導入
2020年 (R2)	・厚生労働省「男女雇用機会均等法」職場におけるセクシュアルハラスメント指針 ^{資料12} に「性的指向・性自認」を記載 ・改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）が施行。指針 ^{資料3} において、性的指向・性自認に関する侮辱的な言動は、パワハラであると明記	・都道府県として2番目に、大阪府が「パートナーシップ宣誓制度」を導入 ・古賀市は「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入 ・都道府県として3番目に、群馬県が「パートナーシップ宣誓制度」を導入
2021年 (R3)	・厚生労働省が国としてはじめて「履歴書」の様式例を作成。性別欄は自由記述式に	・兵庫県明石市で「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」がスタート。自治体では全国初 ・三重県、性的指向や性自認に関する差別禁止や、アウティング禁止などを含む条例が施行
2022年 (R4)	・文部科学省、「生徒指導提要」を12年ぶりに改訂。「性的マイノリティに関する課題と対応」という項目を新設 ・厚生労働省「自殺総合対策大綱」 ^{資料4} に性的マイノリティは自殺をしたいと考える人の割合が高いことが記載され、自殺リスクを低下させるための支援の充実が明記	・福岡県が「パートナーシップ宣誓制度」を開始。 <u>福岡県内4市1町</u> （北九州市、福岡市、古賀市、福津市、粕屋町）と、継続利用と相互利用に関する協定を締結 ・東京都が「パートナーシップ宣誓制度」を導入 ・福岡市が、ふくおかLGBTQフレンドリー企業登録制度を開始
2023年 (R5)	・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）が施行。地方公共団体や事業主等の役割を明記 ・こども家庭庁「こども大綱」に「性的指向及びジェンダーアイデンティティ等によって差別的取扱いを受けることがないようにする」と明記	

(3)「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT 理解増進法)

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT 理解増進法)が、2023年(令和5年)6月23日に公布され、同日施行されました。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とし、国・地方公共団体・事業主や学校設置者の役割を明確にしています。

(基本理念)

第3条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(地方公共団体の役割)

第5条

- 国と連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、国民の理解の増進に関する施策の策定及び実施の努力

第10条

- 心身の発達に応じた教育及び学習の振興
- 知識の着実な普及、相談体制の整備その他の必要な施策

詳細は内閣府「性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進」のHPを参照ください。

<https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/index.html>

1 基礎知識、2 性的少数者を取り巻く現状については、人権・同和対策局調整課が作成したレインボーガイドブックから引用しています。

なお、レインボーガイドブックは、県のHPに掲載しています。

レインボーガイドブック

検索

※ レインボーガイドブックから引用している部分は、「性的少数者」のことを、「性的マイノリティ」という言葉で表しています。

3 県民や事業者への対応

(1) 窓口などでの対応

行政サービスの申請や各種相談の受付など、日常的に来客対応や電話対応をする職員をはじめ、全ての職員が、普段から性の多様性を理解し対応できるようになりました。

自分自身の行動・発言が、「福岡県」としての対応であることを忘れず、行動しましょう。以下に、来客対応等における望ましい対応の例を紹介します。

《来客対応等における望ましい対応の例》

① 各種書類・本人確認

性別が周囲にわからないよう名前や性別を言わず、例えば、書類を指差し、「この書類でお間違いありませんか」、「こちらでよろしいですか」などと確認しましょう。また、書類における本人確認は、性別による確認が必要な場合を除き、住所、生年月日等で確認しましょう。

各種様式については、その目的に照らし、性別欄の必要性等を見直しましょう。



<当事者の声>

- ・戸籍上の性別や名前と見かけが違ふことで、書類を提出すれば性別や氏名の再確認をされ、好奇の目で見られ恥ずかしい思いをするのではないかな。
- ・自認する性の名前で対応してもらえないことに対し、苦痛を感じる。

② 電話対応

「～をお聞きしていいですか」、「～の理解でいいですか」、「答えにくいことは言わなくていいです」などの言葉を用い、相手の意向を確認しながら会話を進めましょう。

また、声質で相手の性別を決めつけないようにしましょう。

③ 各種相談窓口との連携

性的少数者の方やその家族からの相談について、専門機関や別の部署などと連携を図る必要があるケースもあります。その際も、本人の許可なく性的指向や性自認を伝えることは、アウティングにつながるため、行ってはいけません。

関係機関が連携して支援する場合にも、本当に引継ぐ必要がある情報であるか十分に検討し、対応してください。

④ 窓口での対応

窓口では、他の来庁者がいることに常に留意して対応する必要があります。

窓口での呼び出しについては、例えば、番号等で対応する方法もあります。名前で呼ぶ場合は、フルネームではなく名字だけで呼ぶなど周囲に性別がわからないよう工夫しましょう。当事者から希望があれば、可能な範囲で個室など、プライバシーが守られる場所での対応することを検討しましょう。

パートナーが同性、子育て家庭の親が同性カップルであることも想定されます。このような場合を想定し、「妻・夫」「お母さん・お父さん」ではなく「配偶者」「保護者」等、性別や関係性を限定しない表現を使用する、子どもとの法律上のつながりによらず子育てに参画している保護者は家族として対応（緊急連絡先、災害時の引き取り等）できるようにする等どのような対応が可能なのかあらかじめ検討をしておくことも重要です。

また、各種相談窓口（心の相談、DV、教育、労働、生活困窮など）において、性的指向や性自認に関する相談があった時、当事者はいくつもの葛藤を経て皆さんを信頼して話してくれた可能性が高いため、まずは肯定的に相手を受け止め、寄り添った対応を行うよう心がけてください。



<当事者の声>

・受付で、自分の氏名が大声で呼ばれてしまえば、周りに居合わせた他の人たちに好奇の目で見られる不安がある。

⑤ 家庭環境等の聴取

行政サービスの申請受付などにおいて、生活状況や家庭環境等について尋ねる時は、パートナーが異性であるとは限らないということを念頭に置いておきましょう。



◆ 府中青年の家事件（平成6年3月東京高裁、平成9年9月東京高裁）

【事例】 平成2年、同性愛者の団体からの、青年の家宿泊使用申込みについて、東京都が「青少年の健全な育成に悪い影響を与える」「宿泊における男女別室ルールを適用できない」等を理由として、東京都青年の家条例 8 条 1 号（「秩序を乱すおそれがある」）及び 2 号（「管理上支障がある」）に該当するとして施設利用について不承認処分を行った。これに対し、同性愛者の団体は、不承認処分は、正当な理由によらない差別的な取扱いであるとして、平成4年、青年の家が利用できなかったことによる損害賠償を求め、東京地方裁判所に提訴した。

【判決】 1 審の東京地方裁判所平成6年3月30日判決及び2審の東京高等裁判所平成9年9月16日判決は、いずれも、東京都教育委員会の利用不承認処分を違法と判断した。「都教育委員会を含む行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理の細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されるものと言うべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使に当たる者として許されないことである。」と説示している。

◆ アウティングとカミングアウトについて

【アウティング】

本人の許可なく、性的指向や性自認について他人に暴露することを「アウティング」といいます。アウティングは、命にもかかわる重大な人権侵害であるという認識のもと、決して行ってはいけません。

【カミングアウト】

本人が自らの意思で、性的指向や性自認について他人に伝えることを「カミングアウト」といいます。カミングアウトする時はとても勇気がいるため、信頼して話してくれている可能性が高く、肯定的に受け止めることが大切です。同時に、他の人にもカミングアウトしているのか、誰に伝えて良いかというカミングアウトの範囲については、本人が決めることです。本人の了解なしに他人に伝えてはいけません。カミングアウトされた時は、本人の希望を確認しましょう。又、もしカミングアウトされて対応に悩む場合は、一人で抱え込む必要はありません。個人情報を伏せたうえで、守秘義務のある相談機関に相談することも解決の糸口になります。

※20ページ、「相談窓口」参照

COLUMN

アウティング被害の重大性を示した事件

2015年4月、ある大学の男子学生Aさんが、同じクラスの男子学生Bさんに、好意を抱いていることを伝え、その後、BさんはAさんの同意を得ないまま、Aさんが同性愛者であることを、複数の同級生が参加するLINEグループで暴露しました。その後、Aさんは心身のバランスを崩して心療内科を受診するようになり、大学にも相談していましたが、同年8月、大学構内の建物から転落し、亡くなりました。なお、BさんとAさんの遺族の間では既に和解が成立しています。

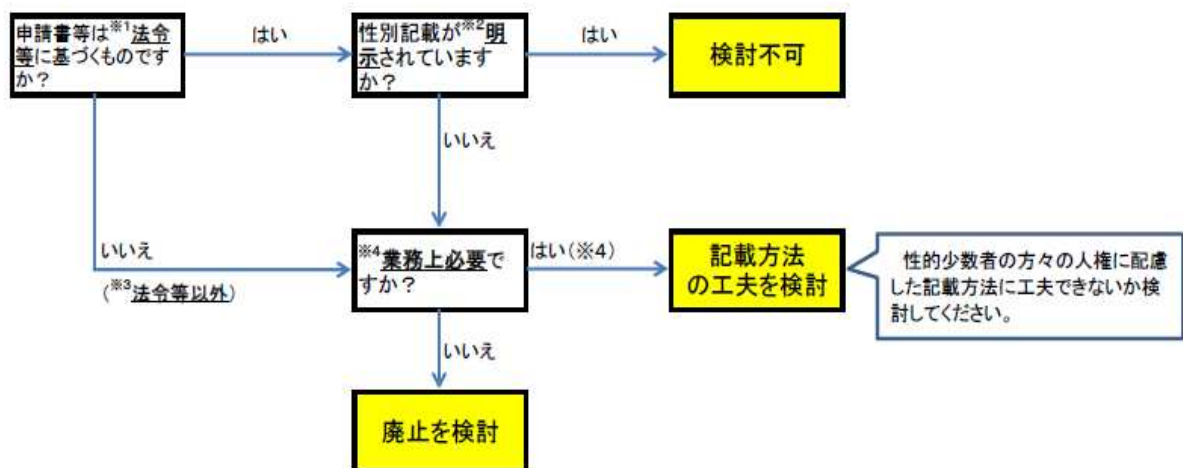
※ 転落死した大学生の両親が、適切な対応を取らなかったとして大学側に損害賠償を求めた裁判では、原告の請求は棄却されたものの、裁判長は、アウティングを「人格権ないしプライバシー権などを著しく侵害する許されない行為」とであると述べています。（令和2年11月東京高裁）

(2) 性別記載欄の見直し

法的に義務付けられたものや、業務上必要とするものを除いて、必要のない性別欄は削除してください。業務上必要であり性別欄を設けている場合も、記載方法の工夫やその必要性を説明する等、適宜書類の目的等に応じた配慮を行ってください。

性別記載欄の確認及び検討の際の考え方

(参考資料)



【説明】

(※1) 「法令等」とは、法律や省令、国の規則、要綱などを指します。

(※2) 「明示」とは、法令の条文中に具体的に「性別」の記載が求められている場合、又は、法令により性別記載欄のある様式が定められている場合を指します。

(※3) 「法令等以外」とは、県の条例、規則、要項など、県の判断により性別記載欄の変更(廃止)が可能なものを指します。

(※4) 「業務上必要」とは、目標数値の策定や事業の検証に男女比が不可欠など、性別情報を把握する理由がある場合を指します。
(明確な理由の例:「宿泊施設の部屋割りのため、性別情報が必要」、「意識調査において、男女ごとに分析を行うため性別情報が必要」など。)

① 自由記載方式として空欄にする。

(例)【 女性 ・ 男性 】⇒【 】性別をお書きください。

② 「男性」「女性」の2択にはせず、「空欄」という選択肢を設ける。

(例)【 男性 ・ 女性 ・ () 】

③ どのように記載するか本人の意思に任せるような注記を加える。

(例)「差し支えなければ性別を記入してください」等

(3) 施設利用への対応

戸籍上や外見の性別と性自認が異なる方が、トイレ、更衣室、入浴施設、宿泊施設等、性別によって区別される施設を利用する場合、原則として本人の意思を尊重しますが、同時に、他の利用者の心情に配慮する必要もあります。

このような場合、トイレについては、多目的トイレの利用を検討していただく方法も有効です。ただし多目的トイレの利用を無理強いするものではないことを、本人に丁寧に説明する必要があります。また、そのことによって本人の意に反し、性自認等を周りの人に知られることがないように、配慮が必要です。

更衣室については、他の利用者と時間をずらして利用する、個室として使える部屋を代用する方法がありますが、この場合も、丁寧な説明と配慮が必要です。各施設の設備の状況に応じて、こうした場合の対応を事前に検討しておく必要があります。

◆ 性同一性障害者のスポーツクラブ利用における訴訟

【事例】 性別適合手術を受けて、女性として生活していたものの、性同一性障害特例法の規定で戸籍を男性から女性に変更できなかった利用者が、スポーツクラブから戸籍上の性（男性）で施設を利用するよう求められたのは人格権の侵害として損害賠償を求め提訴した。

【結果】 平成 29 年 6 月和解が成立した。和解条項には、戸籍によって一律に対処する運営の改善を求める内容等が盛り込まれた。

〈裁判官の和解勧告〉

- ・自らの性自認を他者から受容されることは、人の生存に関わる重要な利益である。
- ・契約上のサービスを受ける場においても、性自認に従った取扱いを求めたことのみを理由として、冷遇されたり排除されたりすることがあってはならない。

◆ 公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて 抜粋

厚生労働省からの通知により、公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについては、以下の通り定められています。（「公衆浴場における衛生等管理要領等について」平成 12 年 12 月 15 日付け生衛発第 1811 号厚生省生活衛生局長通知）

- おおむね7歳以上の男女を混浴させないこと
- 男女とは、風紀の観点から混浴禁止を定めている趣旨から、身体的な特徴をもって判断するものであり、浴場業及び旅館業の営業者は、例えば、体は男性、心は女性の者が女湯に入らないようにすること

(4) 災害時における対応

災害時には、行政を含め誰もが特別な状況に置かれるため十分な対応が難しくなりますが、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等と同様に、性的少数者の方についても、どのような配慮や対応が必要なのか、事前に検討しておくことが必要です。また、対応にあたっては、本人が望まないのに性的指向や性自認を周りに知られてしまうことがないように、注意が必要です。

「福岡県避難所運営マニュアル作成指針」においても、さまざまな状況に配慮したスペースの設置において、性的少数者の方への対応例を紹介しています。

【指針への記載】「福岡県避難所運営マニュアル作成指針」 抜粋

IV. 避難所の開設から撤収までの流れ(詳細)

2. 応急・復旧期(1週間まで)の対応

⑦ さまざまな状況に配慮したスペースの設置

- トランスジェンダー等のニーズに応えられるよう誰でも利用できるユニバーサルトイレや更衣室の設置に努め、設置する際は案内表示を工夫する。



〈避難所で困ることの例とその対応例〉

1 自認している性別のトイレや更衣室が使いづらい。

(対応例) 性別によらず利用できるトイレや個室更衣室を設置する。個室更衣室の設置が出来ない場合はひとりで利用できる時間帯を設ける。

2 ほかの人と一緒に入浴できない。

(対応例) 個室シャワーを設置する。共同浴場しかない場合は時間帯で区切り、個別でも入ることが出来るようにする。

3 名簿に戸籍上の性別や名前を記入するのに抵抗がある。

(対応例) 名簿の性別欄は、男女で分けず、自由記述欄とし性別記載を強制しない。

名簿が他の人も見える状態の一覧記入ではなく各自が個別に記入できるように世帯別個表を準備する。避難所内でのコミュニケーションにおいても呼ばれたい名前やどのような対応を希望されているのか確認をする。

4 生理用品や下着、ヒゲソリなど、男女別の配布物資を受け取りにくい。

(対応例) 性自認や性表現と身体の性が異なる人もいる。必要なものをスムーズに配布できるようにする。周囲の人の目があり物資を受け取りにくい人に配慮し、ボランティアや専門相談員を通して個別に配布ができる仕組みを検討する。

5 同性パートナーとの関係を説明しにくい。家族として扱われない。

(対応例) 同性パートナーがいることを前提とした環境づくり(例: 夫・妻等、性別が付与される表現ではなく「配偶者」「ご家族」等、性別が付与されない文言を使用し、包摂的な環境をつくる。)を行い、本人と同性パートナーが世帯として一緒に居られるように配慮をする。同性カップルも家族として安否確認を可能にする。

6 避難所では周りの目が気になり、一緒に過ごしにくい。

(対応例) 間仕切り等を使用しプライバシーが守られるように工夫をする。避難所が安全な場所であるかどうか分からず行くことが出来ず孤立してしまう人もいるため、避難所では性的指向や性自認に限らず、どんな暴力や差別も許さないことを明示し、掲示する。

7 ホルモン療法や HIV 投薬治療、精神疾患治療が中断されると、体調や心のバランスが崩れ、深刻な不調をきたす場合もある。

(対応例) 相談できることを知らない人もいるため、医療相談を含む各相談サービスについて知らせる際に性的少数者の相談も歓迎する旨を書き込む。相談受付票の「相談したい内容」の中に「性的指向・性自認」の項目を入れる。ホルモン療法以外にも、HIV に感染していて抗 HIV 薬が必要な人、精神疾患を患っていて抗うつ薬が必要な人もいる。必要な薬の確認時や受け渡し時にプライバシーが守られるように配慮する。

災害があっても だれもが尊厳をもって生きのびられるように にじいろ防災ガイド

岩手に住む私たちは、東日本大震災をきっかけに、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックス(LGBT)などの多様な性を生きる人々と防災について考えるようになりました。また、東日本大震災以降、岩手だけでなく全国各地で、LGBTなどの「セクシュアルマイノリティ」の災害時特有の困難やニーズについて話し合われるようになりました。そのような中、「セクシュアルマイノリティ」の当事

者や支援関係者だけではなく、防災分野や男女共同参画分野の方をはじめとする多くの方が災害と「セクシュアルマイノリティ」について「知りたい」と関心を寄せてくださっていることを知りました。

このガイドは、そのような関心にお応えできたらとの思いから作成しました。災害時であってもだれもが尊厳をもって避難所や仮設住宅で暮らし、元の生活に戻っていくという理想の状態を「にじいろ防災」と名付け

て、岩手県内3か所と南海トラフ地震への備えを進めている高知で「にじいろ防災」の実現に向けたワークショップを行いました。このガイドは、ワークショップで出された課題や対応策などのアイデアをまとめたものです。

「セクシュアルマイノリティ」のコミュニティの方々にとどまらず、防災にかかわるひとりでも多くの方々に活用していただければ幸いです。

ポイント

- 被災者には「尊厳ある生活を営む権利」と「援助を受ける権利」があります。また、「被災者」とひと括りにしがちですが、一人ひとり多様であり、必要あるいは望む支援は異なります。
- 「LGBT」や「セクシュアルマイノリティ」とひと括りに書いていますが、望む支援は一人ひとり異なります。自分が「LGBT」や「セクシュアルマイノリティ」の当事者であることを他者に知らせるかどうかは、個々人の選択です。だれにも知られたい人、限られた人には知らせている(あるいは知らせたいと思う)人などさまざまです。支援を届けようと思うあまり、個々人の選択をないがしろにしたりすることがないように十分注意してください。
- 災害が起こる前からの備えや関係者間のつながりがづくりが欠かせません。ワークショップでは「小さなまちではうきになるし偏見を持っている人もいるので、支援が整えられても利用できないかも知れない」との不安の声がありました。ふだんから多様な性を生きる人たちやその人たちの災害時のニーズについて理解を深めたり備えるための取組を進めましょう。

ふだんから用意しておきたいもの

災害時に必要となるものは、個々人によって異なります。ふだんから自分に必要なものを考えて、最低3日分(できれば1週間分)を防災バッグ等に入れていつでも持ち出せるようにしておきましょう。

- | | |
|----------------|--------------------------------------|
| 飲料水 | 予備の電池 |
| 非常食 | タオル |
| 着替え(ナベシャツも含めて) | 現金 |
| 雨具 | 身分証明書 |
| ウェットティッシュ | 緊急連絡先カード
(同性パートナーの連絡先を記入している方は特に) |
| 携帯用トイレ | お薬手帳・常備薬
(ホルモン剤や抗HIVなどのお薬も) |
| 基礎化粧品 | 携帯ラジオ |
| 生理用品 | マスク |
| 歯ブラシ | |
| マッチ・ライター | |
| 懐中電灯 | |

災害の段階ごとの困りごとと対応策

災害の段階ごとに困りごとと対応策をまとめました。「災害直後・避難期」に挙げた困りごとを「復旧・復興期」に経験することもあります。対応策はひとつのご提案です。

※は、特に支援者や防災担当の方に知っていただきたい内容です。

困りごと	対応策
同性パートナーやなかまと連絡が取れない。	災害が起きたら、まずは自分の体を守りましょう。大きな災害が起きたときは、災害用伝言板などのサービスが使えるようになります。このサービスを利用するには、安否を確認したい人の電話番号の入力が必要です。緊急時に連絡を取り合いたい人とは、ふだんから連絡先を確認しあひましよう。災害時の安全な待ち合わせ場所を決めておくのもよいでしょう。
避難所で記入を求められた名簿に性別を選択する欄があり、戸籍の性別を書くべきか性別自認を書いてよいのか考えてしまう。選択欄は精神的に苦痛。	● 避難した順に一気に記入するのではなく、個別に記入できるように用意しておきましょう。性別欄は任意欄とし、自由記述欄にしましょう。
避難所でも性別自認に従って生活したい。同性パートナーと別れてきた。プライバシーが保たれるのか心配。	● 「セクシュアルマイノリティ」に限らず、被災者にとってプライバシーが守られる環境は避難生活での安心につながります。関わりを留意しましょう。
生理用品、下着、ヒゲソリなど、男女別の物資を受け取りにくい。性別自認や性別表現(見た目)にそった物資をもらいにいったら、不審がられた。	● 性別自認や性別表現と公的身分証や身体の性が異なる人もいます。まずはそのことを教えてください。周囲に人がいる中で物資を受け取りにくい人に配慮して、ボランティアや相談の専門家などを通じて個別に届けられるような仕組みを検討しましょう。
男女別に設置されたトイレ、更衣室、入浴施設は使えない。性別自認や性別表現(見た目)にそって利用しようとしたら、不審がられた。	● 男女別のトイレのほか、だれもが使えるユニバーサルトイレも設置しましょう。更衣室や入浴施設は、ひとりずつ使える時間帯を設けるなどしましょう。
性別自認ではなく、身体の性や戸籍の名前で呼ばれることが苦痛。	● 性別自認や性別表現と公的身分証や身体の性が異なる人もいます。まずはそのことを教えてください。その人が呼ばれた名前や、どのように対応されることを希望しているかにできるだけそってください。
相談したいけれど、自分が「セクシュアルマイノリティ」であることを理解したうえで相談に乗ってもらえるか不安。トランスジェンダー女性だが、女性相談を利用してよいか分からぬ。	● 「心の相談」では、相談サービスについて知らせるチラシの中で「このような相談を受け付けます」と例示する際に「セクシュアルマイノリティ」の相談も歓迎する旨を書き込むと、相談しやすくなります。相談前に相談受付票を記入する場合には、「相談したい内容」の中に「セクシュアルマイノリティ」の項目を入ると、話しやすくなります。また、トランスジェンダー女性性は女性ですので、女性相談での相談を歓迎してください。ふだんから、緊急時に災害地に派遣される可能性のある人たちは、研修などを通じて理解を深めておくことが期待されます。
被災地ボランティアに参加したが、性別のことをめぐって差別された。	被災者と同様に、ボランティアの人たちの安全や尊厳も守られるべきです。職員・ボランティアの行動規範を定める際、性的指向・性別自認を含めた被災者の多様なニーズに言及しましょう。(参考文献の「災害支援事例集」に例があります)
仮設住宅や災害公営住宅の入居要件に「世帯」と書かれている。同性パートナーと暮らせるのか不安。	● 応急仮設住宅の設置は災害救助法に基づいて厚生労働省の指示により都道府県知事が定めますが、具体的な入居条件は各市町村が地域の実情に応じて決める場合もあります。都道府県や市町村レベルにおいて、同性カップルが一緒に暮らさるようふだんから制度設計をしておく必要があります。
仮設住宅や災害公営住宅に申し込む際、性別自認や性別表現と戸籍の性別が異なることを説明するのが精神的に負担。	● 支援の窓口で業務にあたる人も、性別自認や性別表現と公的身分証や身体の性が異なる人がいることを知っている必要があります。申し込みに来た人の性別自認を尊重した対応をしてください。

参考資料

スフィア・プロジェクト 人道緊急と人道対応に関する最低基準 [NPO法人被災支援協会]
男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 解説・事例集 [内閣府男女共同参画局]
命と暮らしを守る避難所運営ガイドライン [内閣府・NPO法人参画プランニングいわて]
こんな支援が欲しい!現場に学ぶ、女性と多様なニーズに配慮した災害支援事例集 [東日本大震災女性支援ネットワーク]

防災コミュニケーション手帳 [NPO法人MAMA-PLUG]
日本に住むあなたのための災害のとき、役に立つ本 [NPO法人被災支援協会]
避難所などでの被害がある人への基礎的な対応あなたのまわりこんな方いたら [DIP女性被害者ネットワーク]
東日本大震災から学ぶ災害への備え 備えがいがある方たちの災害対応のてびき [岩手県・岩手県社会福祉協議会]



このガイドは「東日本大震災からの復興支援にかかるジェンダー平等をめざす藤枝渾子基金」の助成を受けて発行しました。

ガイドはバージョンアップを回ってまいります。お気づきのことがございましたらご連絡ください。

制作：岩手レインボー・ネットワーク

<http://ameblo.jp/iwaterainbownetwork/> iwaterainbownetwork@gmail.com

協力：高知ヘルプデスク 発行：2016年3月

4 職場における対応

(1) 職場環境

誰もが働きやすい職場環境を実現するためには、性的指向、性自認を理由とした差別的取扱いやいじめ、ハラスメントがないことが大切です。性的指向、性自認を理由とした差別的取扱いだけでなく、行為者が意図しない態度や言葉でも、相手にとってはハラスメントになり得ることを理解しましょう。また、研修等を通して多様な性について職員の理解を深めていくことも必要です。

① 職場内での差別的言動の注意

「ここには同性愛者とかいないよね。」「あの人って男？女？」「いつまでも結婚しないけど、そっち系なの？」等の言葉は、当事者によって感じ方は異なりますが、侮辱的なニュアンスを含むと捉えられることもあります。このような発言は、性的少数者の方だけでなく、家族等に当事者がいる方にとっても精神的苦痛となります。個々のセクシュアリティは多様であるため、上記のような発言によって傷つく人がいること、人権侵害になりうることを覚えておかなければなりません。

② 職場環境等における配慮

性別違和のある方にとって、更衣室やトイレ等の施設使用に困難を伴う場合があります。戸籍上の性別以外の施設の使用を希望する申し出があった場合、更衣室については、個室の更衣室を設ける、男女で分けられた更衣室の中にカーテンで区切られた着替えスペースを設ける、大きめのトイレの個室に着替え台を設置するなどの対応があります。

また、トイレはさまざまな人が使用するため、本人の希望だけでなく、他の利用者の理解の状況や現有施設の状況により、調整が必要になることが想定されます。そのような場合は、理解促進のための継続的な研修実施等を行うこと、本人と相談しながら双方が納得できる案を検討することなどが大切です。

◆ 性同一性障害トイレ利用制限訴訟（令和5年7月最高裁判所）

【事例】 経済産業省に勤めるトランスジェンダーの職員が、職場の女性用トイレを制限されているのは不当だとして国に処遇改善と損害賠償を求めた裁判。

【判決】 最高裁判所は令和5年7月11日に原告の訴えを認め、女性として生活をしている職員がトイレの使用を制限されるのは人事院の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となる判断をした。

判決では原告は離れた階のトイレを使用せざるを得ないことで日常的に不利益を受けており、周囲の女性職員は原告の女性トイレ使用について違和感を抱いているように見えたと言っているが、明確に異を唱える職員はいなかったことを踏まえ、「具体的な事情を踏まえることなく他の職員に対する配慮を過度に重視し、上告人の不利益を不当に軽視するものであって、関係者の公平並びに上告人を含む職員の能率の発揮及び増進の見地から判断しなかったものとして、著しく妥当性を欠いたものといわざるを得ない」とした。

判決に際し、裁判官から補足意見として、「個人がその真に自認する性別に即した社会生活を送ることができることは重要な法益」であること、「経済産業省は、早期に研修を実施し、トランスジェンダーに対する理解の増進を図りつつ、かかる制限を見直すことも可能であったと思われるにもかかわらず、かかる取組をしないまま、上告人に性別適合手術を受けるよう督促することを反復するのみで、約5年が経過している。この点については、多様性を尊重する共生社会の実現に向けて職場環境を改善する取組が十分になされてきたとはいえないように思われる。」ということが指摘され、取り組みが求められることが明示された。

結びは、「本判決は、トイレを含め不特定又は多数の人々の使用が想定されている公共施設の使用の在り方について、触れるものではない」と述べられている。



③ プライバシー保護の徹底

同僚等から性的指向や性自認に関する相談を受けた職員は、本人の訴えを真摯に受け止め、憶測や固定観念を持たずに話を聞くことが大切です。また、その内容を、本人の許可なく絶対に他人に伝えてはいけません。管理職や周囲との情報共有が必要と思われる場合も、本人の意思を最優先し、必ず本人の同意を得たうえで行わなければなりません。

※9ページ、「アウティングとカミングアウトについて」参照

◆ 職場における人材育成の手引 抜粋

4 働きやすい職場環境づくり

(1) 誰もが働きやすい職場環境づくり

④ LGBT 等

(省略) 私たちの職場においても、“いない”のではなく、本人が言えずに“気づかない”だけかもしれません。性的指向や性自認を話題にして、面白おかしく話されることで、傷ついている人がいるかもしれません。性的指向や性自認に関する偏見に基づく不適切な言動等は、セクシュアル・ハラスメントに当たります。配慮のない言動は、本人だけでなく、家族などの身近な人の中に当事者がいる人にとっても精神的苦痛であり、命にも関わる重大な問題です。

(2) 採用時の対応

採用選考は、応募者の適性や能力を基準として判断するものであり、性的指向、性自認、性表現といった事柄で採否を決定してはいけません。

そのため、面接時に、戸籍上の性別と一致しない服装、ふるまい、言葉づかい等について質問する等、適性や能力と関係ないことを把握しないようにすることが重要です。

また、採用後においても、自認する性の服装での勤務については、本人の意向を十分に尊重する必要があります。

(3) ハラスメントに関する窓口

セクシュアルハラスメントとは、「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動のため職員の勤務環境が害され、又は当該性的な言動の対応により当該職員がその勤務条件について不利益を受けること」をいいます。

セクシュアルハラスメントには同性に対するものも含まれます。また、性的指向や性自認をからかいの対象とする言動等もセクシュアルハラスメントに当たります。

また、2020年（令和2年）「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（パワハラ防止法）が施行され職務に関する優越的な関係を背景として行われる言動（性的指向や性自認に関する侮辱的な言動や本人の意図しない性的指向・性自認の暴露）については、パワーハラスメントにも該当します。

相談窓口では、面談の他、電話や手紙による相談も受け付けます。また、電話等の場合は、匿名による相談にも応じます。

なお、相談窓口では、相談者のプライバシーの保護を最優先にしていますので、その相談内容が相談員以外の第三者に漏れることはありません。

また、被害者の了解なしには事実確認等の調査を行うことはありません。

【ハラスメント相談窓口の体制等】 ※人事課は担当職員が対応します。

(セクハラ) 人事課総務係	電話(直通):092-643-3036 (代表):092-651-1111(内線 2157・2186) jinjika-soudanmadoguchi@pref.fukuoka.lg.jp
(パワハラ) 人事課内部統制室	電話(直通):092-643-3082 (代表):092-651-1111(内線 2173・2174) jinjika-soudanmadoguchi@pref.fukuoka.lg.jp
健康管理センター (健康管理班)	相談員:産業保健スタッフ(県産業医及び保健師) 電話(直通): 092-643-3813 (代表):092-651-1111(内線 2220) kokoro-kenko@pref.fukuoka.lg.jp

職員相談室	電話(直通): 092-651-0601※面接は事前に予約が必要 相談員:精神科医師、臨床心理士 受付時間10:00~13:00、13:45~16:00
-------	--

(4) 職員の福利厚生等

福岡県では、各種手当(扶養手当、住居手当、単身赴任手当)において、事実婚と同様に、同性パートナーについても認めています。また、同性パートナーの職員住宅への入居や、互助会事業では、結婚祝金の制度も設けています。

5 相談窓口、啓発資料等

(1) 相談窓口

<人権全般に関する相談>

●みんなの人権110番

平日(祝祭日を除く) 8時30分～17時15分

電話:0570-003-110

●インターネット人権相談

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

<LGBTQ に関する相談>

●ふくおかレインボーホットライン

毎月第1・第3火曜日 17時～21時

電話:090-7493-3487

<法律相談>

●ふくおか人権ホットライン

(誹謗中傷や差別的な取扱いなどさまざまな人権問題で悩んでいる方に、福岡県弁護士会の弁護士が法律的な観点で助言を行う電話法律相談)

毎月第4金曜日 15時～18時

電話:092-724-2644

●弁護士による LGBT 電話相談

毎月第2木曜日・第4土曜日 12時～16時

電話:070-7655-1698

●法テラス

月曜日～金曜日 9時～17時

法テラス福岡 電話:0570-078359、050-3383-5501 (IP 電話)

法テラス北九州 電話:0570-078360、050-3383-5506 (IP 電話)

<心の相談>

●心の健康相談窓口

(福岡県精神保健福祉センター)

平日(祝祭日を除く) 9時～16時

電話:092-582-7400

●ふくおか自殺予防ホットライン

24時間365日対応

電話:092-592-0783

●きもちよりそうライン@ふくおかけん(LINE 相談)

毎週月曜日・木曜日 16時～19時(年末年始除く)

@469xxbam

<DV>

●LGBTの方のDV被害者相談ホットライン

第1日曜日14時～17時

第3水曜日18時～21時

(年末年始を除く)

電話:080-2701-5461

<子ども>

●子どもの人権110番

月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

電話:0120-007-110

<労働相談>

●事業者・労働者の相談窓口

(性的少数者の方が働く上で生じた問題に対する相談支援を実施)

福岡労働者支援 事務所	電話:092-735-6149 FAX:092-712-0497 メール:fukuoka-rso@pref.fukuoka.lg.jp
北九州労働者支援 事務所	電話:093-967-3945 FAX:093-967-3946 メール:kitakyu-rso@pref.fukuoka.lg.jp
筑後労働者支援 事務所	電話:0942-30-1034 FAX:0942-30-1025 メール:chikugo-rso@pref.fukuoka.lg.jp
筑豊労働者支援 事務所	電話:0948-22-1149 FAX:0948-22-4118 メール:chikuhou-rso@pref.fukuoka.lg.jp

○ 電話・来所による相談

平日(祝日及び12月29日～1月3日を除く)8時30分～17時15分

○ 夜間電話相談

毎週水曜日(祝日の場合、翌日)17時15分～20時

○ メールによる相談受付

メールで受付後、回答は電話等により行います。

このため、メールに、必ず連絡先(電話番号)を記入してください。

<LGBTQ 関連団体>

- レインボーガイドブックの26 ページに、福岡県を拠点に活動する LGBTQ 関連団体を紹介していますので、ご参照ください。

※ 「ふくおかレインボーホットライン」、「弁護士による LGBT 電話相談」、「LGBT の方の DV 被害者相談ホットライン」以外は、性的少数者に関する専門相談窓口ではありません。

(2) 啓発資料

<書籍>

【基礎を知る】

- 『はじめて学ぶ LGBT 基礎からトレンドまで』石田仁著 (ナツメ社)
- 『マンガでわかる LGBTQ+』パレットーク著 (講談社)
- 『「ふつう」ってなんだ? LGBTについて知る本』特定非営利活動法人 ReBit 監修 (学研出版)
- 『ひとりひとりの「性」を大切にする社会へ』遠藤まめた著 (新日本出版社)

【学校】

- 『LGBT ってなんだろう?—体の性・こころの性・好きになる性—』薬師実芳・笹原千奈未・古堂達也・小川奈津己著 (合同出版)
- 「先生と親のための LGBT ガイド もしあなたがカミングアウトされたなら」遠藤まめた著 (合同出版)

【職場】

- 『職場の LGBT 読本』柳沢正和・村木真紀・後藤純一著 (実務教育出版)
- 『トランスジェンダーと職場環境ハンドブック～だれもが働きやすい職場づくり～』東優子・特定非営利活動法人虹色ダイバーシティ・特定非営利活動法人 ReBit 著 (日本能率協会マネジメントセンター)
- 『LGBT とハラスメント』神谷悠一・松岡宗嗣著 (集英社新書)

【医療】

- 『LGBTQ+ 医療現場での実践 Q&A』武田裕子・吉田絵理子・宮田瑠珂編著 (日本看護協会出版会)
- 『学校病院で必ず役立つ LGBT サポートブック』はたちさこ・藤井ひろみ・桂木祥子編著 (保育社)

【法律】

○『自治体職員のためのLGBTQ理解増進法逐条解説ハンドブック』鈴木秀洋著（第一法規出版）

【当事者の声を知る】

○『カミングアウトレターズ～子どもと親、生徒と教師の往復書簡』RYOJI・砂川秀樹著（太郎次郎社エディタス）

<映像教材>

○あなたがあなたらしく生きるために（性的マイノリティと人権）

企画／法務省人権擁護局・（公財）人権教育啓発推進センター

制作／東映株式会社

○カラフル

企画・制作／東映株式会社

○光射す空へ

企画／北九州市・北九州市教育委員会・北九州市人権問題啓発推進協議会

制作／東映株式会社

○きみと友達でいたいから～知りたい、多様な性のかたち～

ドラマ「バスケ少年の秘密」

企画／大阪市人権啓発・相談センター

※職場研修等で活用できる映像教材を貸し出しています。

貸出希望は人権・同和対策局調整課管理係

（092-643-3324/内3353）まで

<冊子>

○『レインボーガイドブック』(2023年)福岡県

○人権教育指導者向け学習資料『KARA FULL』(2017年度から発行)福岡県教育委員会(福岡県HPよりダウンロード可能)



SDGs(持続可能な開発目標)

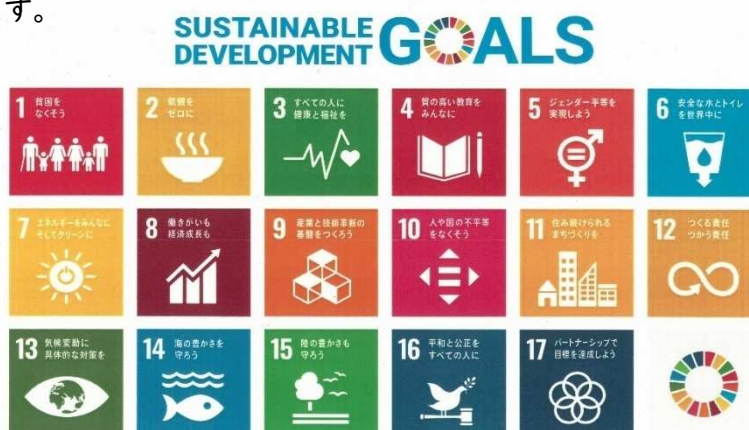
SDGs(エスディー・ジーズ)とは、持続可能な世界を実現するための国際社会共通の目標です。

2030年までに17分野の目標達成を進めようという中で、前国連事務総長のパン・ギムン氏は「LGBTは『誰も置き去りにしない』というSDGsのモットーに含まれている」と発言しています。目標4「質の高い教育をみんなに」、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」、目標10「人や国の不平等をなくそう」等の関連する目標から、LGBTQの人々が抜け落ちないための取組みが求められています。



◆ 持続可能な開発目標 SDGsとは

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17の国際目標(その下に、169のターゲット、232の指標)から構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。



(3) 用語集

用語	意味
性的マイノリティ	性的指向や性自認などに関するマイノリティのこと。性的少数者。
セクシュアリティ	性的指向や性自認などを含む、性のあり方全体を指す言葉。
性的指向	好きになる相手の性別を指す概念。 Sexual Orientation (セクシュアル・オリエンテーション)。
性自認	自分の性別をどう思うか、という概念。 Gender Identity (ジェンダー・アイデンティティ)。
性表現	社会的な性別 (Gender) を、言葉遣いや服装などで表現すること。 ジェンダー表現ともいう。
SOGI (ソジ)	性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字。LGBTQ は「人」を指す言葉の列挙だが、こちらは概念のこと。
SOGIESC (ソジエスク)	次の 4 つの要素で性を表現するもの。これらの 4 要素は誰もが持つ属性である。 1. 性的指向 (Sexual Orientation) 2. 性自認 (Gender Identity) 3. 性表現 (Gender Expression) 4. 性的特徴 (Sex Characteristics)
LGBTQ	レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングの頭文字を並べた言葉。「LGBTQ の人々」などのように、性的マイノリティの総称の一つとして使われる。
レズビアン	性自認が女性で、性的指向が女性に向く人。いわゆる女性同性愛者。
ゲイ	性自認が男性で、性的指向が男性に向く人。いわゆる男性同性愛者。
バイセクシュアル	異性を好きになることもあれば同性を好きになることもある、性的指向が男性・女性どちらにも向く人。
パンセクシュアル	好きになる相手の性別を問わない人。
トランスジェンダー	出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人。対義語は「シスジェンダー」
トランスジェンダー女性	出生時に割り当てられた性別は男性であり、自身を女性であると自認する人。

用語	意味
トランスジェンダー男性	出生時に割り当てられた性別は女性であり、自身を男性であると自認する人。
X ジェンダー	出生時に割り当てられた性別にかかわらず、性自認が男性・女性に二分されないトランスジェンダー。ノンバイナリーと称されることもある。
クエスチョニング	自分の性自認、性的指向について定まっていない、明確にできない、したくない人。
アロマンティック	他者に恋愛感情を抱かない人。
アセクシュアル	他者に性愛感情を抱かない人。
性別不合・性別違和（性同一性障害）	出生時に割り当てられた身体の性別と性自認に不一致や違和感がある人に対して使われる診断名。「性別不合」は Gender Incongruence (GI)、「性別違和」は Gender Dysphoria (GD) の訳語として使われている。 なお、「性同一性障害」Gender Identity Disorder (GID) という名称は、使われなくなってきた。
カミングアウト	自分が性的マイノリティの当事者であることを認め、それを自らの意思で他者に伝えること。
アウティング	ある人のセクシュアリティ（性自認や性的指向等）を、その人の同意なしに、第三者に伝えてしまうこと。
SOGI ハラスメント	相手が性的マイノリティの当事者かどうかに関わらず、性的指向や性自認に関する差別的な言動やからかい、精神的・肉体的な嫌がらせをすること。
アライ	英語の Ally（同盟、支援者）が語源で、性的マイノリティのことを理解し、自分にできることは何かを考えて行動する人のこと。

こちらもチェック！

性同一性障害から性別不合へ

2019年、世界保健機構(WHO)総会において、「性同一性障害」を精神障害の分類から除外することが確認され、「性の健康に関連する状態」の章に「性別不合」が設けられました(2022年～適用)。また、2013年、アメリカ精神医学会は「性別違和」という名称に変更しています。

(4) 本文中で引用した「資料」

資料1 性的指向・性自認による人権侵害を非難する国連総会声明(2008年)

(日本も声明賛同国) 日本語訳 抜粋

3. 私たちは、性的指向や性自認に関わらず、人権がすべての人に平等に適用されることを求めた無差別の原則を再確認する。
4. 私たちは、性的指向や性自認に基づく人権と基本的自由の侵害を深く懸念する。
5. 私たちは、また、世界中のすべての国で、性的指向や性自認を理由に暴力、嫌がらせ、差別、排斥、非難、偏見が人びとに向けられていること、そして、これらの行為が、暴力の対象とされた人びとの誠実さや尊厳を傷つけていることを憂慮する。
6. 私たちは、性的指向や性自認に基づいた死刑、裁判なしや略式裁判や独断による処刑、拷問、他の残忍で非人道的かつ人の品位を貶めるような扱いや処罰、恣意的な逮捕や勾留、健康に対する権利を含む経済的・社会的・文化的権利をはく奪するような人権侵害が行われた時には、いかなる場合でもそれを非難する。

資料2 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成15年法律第111号) 条文省略

- 第一条 趣旨
- 第二条 定義
- 第三条 性別の取扱いの変更の審判
- 第四条 性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い

資料3 事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号) 抜粋

- 2 職場におけるパワーハラスメントの内容
- (7)(省略) ロ 精神的な攻撃(脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言)
- (イ) 該当すると考えられる例

① 人格を否定するような言動を行うこと。相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うことを含む。

へ 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

（イ）該当すると考えられる例

② 労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること。

資料4 自殺総合対策大綱（令和4年 10 月 14 日閣議決定） 抜粋

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す

（3）自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

（省略）また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取組を推進する。

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

（15）性的マイノリティへの支援の充実

資料5 「男女雇用機会均等法」職場におけるセクシュアルハラスメント指針

事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針の一部改正（厚生労働省告示第 383 号） 抜粋

なお、職場におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれるものである。

資料6 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について

（平成 27 年 4 月 30 日 27 文科初児生第 3 号） 抜粋

1. 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

2. 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

資料7 公正な採用選考の基本（厚生労働省ホームページ） 抜粋

（2）公正な採用選考を行うためには……

オ 障害者、難病のある方、LGBT 等性的マイノリティの方（性的指向及び性自認に基づく差別）など特定の人を排除しないことが必要です。

資料8 子供・若者育成支援推進大綱（平成 28 年 2 月 9 日子ども・若者育成支援推進本部決定） 抜粋

第3 基本的な施策

2 困難を有する子供・若者やその家族の支援

（2）困難の状況ごとの取組

⑤ 特に配慮が必要な子供・若者の支援

（性同一性障害者等に対する理解促進）

性同一性障害者や性的指向を理由として困難な状況に置かれている者等特に配慮が必要な子供・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動を実施する。

資料9 人事院規則 10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の運用について（平成 10 年 11 月 13 日職福-442） 抜粋

第2条関係

3 この条の第1号の「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動も含まれる。

資料10 いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定） 抜粋

別添2 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント

(1) いじめの防止

② いじめの防止のための措置

ウ) いじめが生まれる背景と指導上の注意

○性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の推進や、学校として必要な対応について周知する。

(略)

上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周知の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

資料11 モデル就業規則（平成 30 年 1 月厚生労働省労働基準局監督課） 抜粋

第3章 服務規律

（その他あらゆるハラスメントの禁止）

第15条 第12条から前条までに規定するもののほか、性的指向・性自認に関する言動によるものなど職場におけるあらゆるハラスメントにより、他の労働者の就業環境を害するようなことをしてはならない。

【第15条 その他あらゆるハラスメントの禁止】

恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向のことを「性的指向」、自己の性別についての認識のことを「性自認」といいます。性的指向や性自認への理解を深め、差別的言動や嫌がらせ（ハラスメント）が起こらないようにすることが重要です。

資料12 「男女雇用機会均等法」職場におけるセクシュアルハラスメント指針

事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（厚生労働省告示第615号）抜粋

2 職場におけるセクシュアルハラスメントの内容

（1）（省略）職場におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれるものである。また、被害を受けた者の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となるものである。

性の多様性を理解し行動するための職員ガイドブック

発行：福岡県（令和3年3月発行／令和6年9月一部改訂）

監修：認定特定非営利活動法人 ReBit

お問い合わせ：福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課

電話：092-643-3325

FAX：092-643-3326